

8. 排水計画

(1) 工事中

工事中の排水は、設置する3箇所の仮沈砂地（供用後は沈砂機能を兼ねた防災調整池）で土砂等を沈殿させた後、土筆川及び既存水路に放流する計画である。

なお、仮沈砂地（供用後は沈砂機能を兼ねた防災調整池）の浚渫等の維持管理計画については、今後、詳細を検討することとし、さらに土筆川及び既存水路の流下能力が不足する場合は、排水路の整備の実施についても検討する。

また、工事中の現場事務所は今後設置場所を選定する計画であるが、対象事業実施区域内に設置する場合は、簡易トイレ等を設置し、生活排水を対象事業実施区域内に排出しないこととする。

(2) 供用後

本事業では、対象事業実施区域内に管理事務所を設置する計画はなく、生活排水は発生しない。

9. 工事計画

(1) 工事計画の概要

工事にあたっては、仮沈砂地設置等の防災工事や、樹木伐採等の伐採・造成工事を行った後、施設建設工事を行う計画である。

造成工事においては、対象事業実施区域内で切土・盛土の土量バランスを図ることにより、建設残土の発生を抑制する計画とする。

なお、工事に使用する建設機械等は低排出ガス、低騒音・低振動型を採用することにより、周辺に対する大気質、騒音・振動、環境保全に配慮する計画とする。

工事関係車両の通行ルートは、図2.2.9に示すとおり国道7号の弘前市方面及び青森市街地方面からのルートを計画しており、通勤車両は最大時で25台/日、資材等の運搬車両は最大時で10台/日を想定している。

1) 杭・架台工事

杭・架台工事は、ショベルカーに専用アタッチメントを取り付けてスクリープ式の杭を打設後、架台を人の手で組み立てて連結し、ソーラーパネル用架台及びソーラーパネルの設置を行う。

2) 電気工事

電気工事は、パワーコンディショナー及び連系設備の設置、配線工事(埋設方式)、敷地境界及び電気設備周囲のフェンス設置等である。